

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成18年指令市第745号）の一部を次のように変更する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の項又は号（以下「改正後の項等」という。）に対応する改正前の欄の項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の項等を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前																										
（組合の議員の定数及び選挙の方法） 第6条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は16人とし、別表第3に定める選挙区ごとに8人を各選挙区内の市町村の<u>長のうちから、次の各号に定める者をもって充てる。</u> （1） 第1区選挙区 すべての市長をもって組織する団体が推薦する者 （2） 第2区選挙区 すべての町村長をもって組織する団体が推薦する者 2 前項各号において推薦された者の人数が当該選挙区の組合議員の定数に満たない場合は、当該定数から推薦された者の人数を差し引いた数の組合議員を当該各号の選挙区内の市町村の長が互選する。 （補欠選挙） 第8条 組合議員に欠員が生じたときは、<u>速やかに補欠議員を選出しなければならない。</u> 別表第1（第3条関係） <table><tr><th>組合市町村</th></tr><tr><td>秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市</td></tr><tr><td>東松山市 春日部市 狭山市 羽生市</td></tr><tr><td>鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市</td></tr><tr><td>戸田市 入間市 鳩ヶ谷市 朝霞市 志木市</td></tr><tr><td>和光市 新座市 桶川市 久喜市</td></tr><tr><td>北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市</td></tr><tr><td>坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市</td></tr><tr><td>吉川市 ふじみ野市 熊谷市 蕨市 伊奈町</td></tr><tr><td>三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町</td></tr><tr><td>嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町</td></tr><tr><td>ときがわ町 横瀬町 皆野町 長瀨町</td></tr><tr><td>小鹿野町 東秩父村 美里町 神川町 上</td></tr></table>	組合市町村	秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市	東松山市 春日部市 狭山市 羽生市	鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市	戸田市 入間市 鳩ヶ谷市 朝霞市 志木市	和光市 新座市 桶川市 久喜市	北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市	坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市	吉川市 ふじみ野市 熊谷市 蕨市 伊奈町	三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町	嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町	ときがわ町 横瀬町 皆野町 長瀨町	小鹿野町 東秩父村 美里町 神川町 上	（組合の議員の定数及び選挙の方法） 第6条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は16人とし、別表第3に定める選挙区ごとに8人を各選挙区内の市町村の<u>長が互選する。</u> （補欠選挙） 第8条 組合議員に欠員が生じたときは、<u>3月以内に補欠選挙を行わなければならない。</u> 別表第1（第3条関係） <table><tr><th>組合市町村</th></tr><tr><td>秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市</td></tr><tr><td>東松山市 春日部市 狭山市 羽生市</td></tr><tr><td>鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市</td></tr><tr><td>戸田市 入間市 鳩ヶ谷市 朝霞市 志木市</td></tr><tr><td>和光市 新座市 桶川市 久喜市</td></tr><tr><td>北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市</td></tr><tr><td>坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市</td></tr><tr><td>吉川市 ふじみ野市 熊谷市 蕨市 伊奈町</td></tr><tr><td>三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町</td></tr><tr><td>嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町</td></tr><tr><td>ときがわ町 横瀬町 皆野町 長瀨町</td></tr><tr><td>小鹿野町 東秩父村 美里町 神川町 上</td></tr></table>	組合市町村	秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市	東松山市 春日部市 狭山市 羽生市	鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市	戸田市 入間市 鳩ヶ谷市 朝霞市 志木市	和光市 新座市 桶川市 久喜市	北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市	坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市	吉川市 ふじみ野市 熊谷市 蕨市 伊奈町	三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町	嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町	ときがわ町 横瀬町 皆野町 長瀨町	小鹿野町 東秩父村 美里町 神川町 上
組合市町村																											
秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市																											
東松山市 春日部市 狭山市 羽生市																											
鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市																											
戸田市 入間市 鳩ヶ谷市 朝霞市 志木市																											
和光市 新座市 桶川市 久喜市																											
北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市																											
坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市																											
吉川市 ふじみ野市 熊谷市 蕨市 伊奈町																											
三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町																											
嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町																											
ときがわ町 横瀬町 皆野町 長瀨町																											
小鹿野町 東秩父村 美里町 神川町 上																											
組合市町村																											
秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市																											
東松山市 春日部市 狭山市 羽生市																											
鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市																											
戸田市 入間市 鳩ヶ谷市 朝霞市 志木市																											
和光市 新座市 桶川市 久喜市																											
北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市																											
坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市																											
吉川市 ふじみ野市 熊谷市 蕨市 伊奈町																											
三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町																											
嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町																											
ときがわ町 横瀬町 皆野町 長瀨町																											
小鹿野町 東秩父村 美里町 神川町 上																											

里町 寄居町 騎西町 北川辺町 大利根町 宮代町 白岡町 菖蒲町 栗橋町 鷺宮町 杉戸町 松伏町 埼玉県都市競艇組合 埼玉葛斎場組合 越谷・松伏水道企業団 蓮田市白岡町衛生組合 久喜宮代衛生組合 朝霞地区一部事務組合 埼玉県市町村総合事務組合 加須市騎西町衛生施設組合 桶川北本水道企業団 小川地区衛生組合 皆野・長瀬上下水道組合 栗橋・鷺宮衛生組合 上尾桶川伊奈衛生組合 志木地区衛生組合 北本地区衛生組合 入間東部地区衛生組合 入間西部衛生組合 東埼玉資源環境組合 本庄上里学校給食組合 坂戸、鶴ヶ島水道企業団 坂戸、鶴ヶ島下水道組合 久喜地区消防組合 秩父広域市町村圏組合 坂戸地区衛生組合 大利根町北川辺町衛生施設組合 入間東部地区消防組合 吉川松伏消防組合 児玉郡市広域市町村圏組合 彩北広域清掃組合 埼玉西部環境保全組合 坂戸・鶴ヶ島消防組合 比企広域市町村圏組合 加須地区消防組合 埼玉県央広域事務組合 西入間広域消防組合 埼玉中部環境保全組合 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 埼玉西部広域事務組合 騎西鴻巣学校給食センター組合 広域利根斎場組合 大里広域市町村圏組合

里町 寄居町 騎西町 北川辺町 大利根町 宮代町 白岡町 菖蒲町 栗橋町 鷺宮町 杉戸町 松伏町 埼玉県都市競艇組合 埼玉葛斎場組合 越谷・松伏水道企業団 蓮田市白岡町衛生組合 久喜宮代衛生組合 朝霞地区一部事務組合 埼玉県市町村総合事務組合 加須市騎西町衛生施設組合 桶川北本水道企業団 小川地区衛生組合 秩北衛生下水道組合 栗橋・鷺宮衛生組合 上尾桶川伊奈衛生組合 志木地区衛生組合 北本地区衛生組合 入間東部地区衛生組合 入間西部衛生組合 東埼玉資源環境組合 皆野・長瀬水道企業団 本庄上里学校給食組合 坂戸、鶴ヶ島水道企業団 坂戸、鶴ヶ島下水道組合 久喜地区消防組合 秩父広域市町村圏組合 坂戸地区衛生組合 大利根町北川辺町衛生施設組合 入間東部地区消防組合 吉川松伏消防組合 児玉郡市広域市町村圏組合 彩北広域清掃組合 埼玉西部環境保全組合 坂戸・鶴ヶ島消防組合 比企広域市町村圏組合 加須地区消防組合 埼玉県央広域事務組合 西入間広域消防組合 埼玉中部環境保全組合 毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合 埼玉西部広域事務組合 騎西鴻巣学校給食センター組合 広域利根斎場組合 大里広域市町村圏組合

別表第2（第4条関係）

共同処理する事務	組合市町村
第4条第1号に掲げる事務	秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 鳩ヶ谷市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市 吉川市 ふじみ野市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町

別表第2（第4条関係）

共同処理する事務	組合市町村
第4条第1号に掲げる事務	秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 深谷市 上尾市 草加市 越谷市 戸田市 入間市 鳩ヶ谷市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市 吉川市 ふじみ野市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町

小川町 川島町 吉見町
 鳩山町 ときがわ町 横瀬
 町 皆野町 長瀬町 小鹿
 野町 東秩父村 美里町
 神川町 上里町 寄居町
 騎西町 北川辺町 大利根
 町 宮代町 白岡町 菖蒲
 町 栗橋町 鷺宮町 杉戸
 町 松伏町 埼玉県都市競
 艇組合 埼玉葛斎場組合 越
 谷・松伏水道企業団 蓮田市
 白岡町衛生組合 久喜宮代
 衛生組合 朝霞地区一部事
 務組合 埼玉県市町村総合
 事務組合 加須市騎西町衛
 生施設組合 桶川北本水道
 企業団 小川地区衛生組合
皆野・長瀬上下水道組合
 栗橋・鷺宮衛生組合 上
 尾桶川伊奈衛生組合 志木
 地区衛生組合 北本地区衛
 生組合 入間東部地区衛生
 組合 入間西部衛生組合
東埼玉資源環境組合 本庄
 上里学校給食組合 坂戸、鶴
 ケ島水道企業団 坂戸、鶴ケ
 島下水道組合 久喜地区消
 防組合 秩父広域市町村圏
 組合 坂戸地区衛生組合
 大利根町北川辺町衛生施設
 組合 入間東部地区消防組
 合 吉川松伏消防組合 児
 玉郡市広域市町村圏組合
 彩北広域清掃組合 埼玉西
 部環境保全組合 坂戸・鶴ケ
 島消防組合 比企広域市町
 村圏組合 加須地区消防組
 合 埼玉県央広域事務組合
 西入間広域消防組合 埼
 玉中部環境保全組合 毛呂
 山・越生・鳩山公共下水道
 組合 埼玉西部広域事務
 組合 騎西鴻巣学校給食セ
 ンター組合 広域利根斎場
 組合 大里広域市町村圏組

小川町 川島町 吉見町
 鳩山町 ときがわ町 横瀬
 町 皆野町 長瀬町 小鹿
 野町 東秩父村 美里町
 神川町 上里町 寄居町
 騎西町 北川辺町 大利根
 町 宮代町 白岡町 菖蒲
 町 栗橋町 鷺宮町 杉戸
 町 松伏町 埼玉県都市競
 艇組合 埼玉葛斎場組合 越
 谷・松伏水道企業団 蓮田市
 白岡町衛生組合 久喜宮代
 衛生組合 朝霞地区一部事
 務組合 埼玉県市町村総合
 事務組合 加須市騎西町衛
 生施設組合 桶川北本水道
 企業団 小川地区衛生組合
秩北衛生下水道組合 栗
 橋・鷺宮衛生組合 上尾桶
 川伊奈衛生組合 志木地区
 衛生組合 北本地区衛生組
 合 入間東部地区衛生組合
 入間西部衛生組合 東埼
玉資源環境組合 皆野・長
瀬水道企業団 本庄上里学
 校給食組合 坂戸、鶴ケ島
 水道企業団 坂戸、鶴ケ島下
 水道組合 久喜地区消防組
 合 秩父広域市町村圏組合
 坂戸地区衛生組合 大利
 根町北川辺町衛生施設組合
 入間東部地区消防組合
 吉川松伏消防組合 児玉郡
 市広域市町村圏組合 彩北
 広域清掃組合 埼玉西部環
 境保全組合 坂戸・鶴ケ島消
 防組合 比企広域市町村圏
 組合 加須地区消防組合
 埼玉県央広域事務組合 西
 入間広域消防組合 埼玉中
 部環境保全組合 毛呂山・
 越生・鳩山公共下水道組合
 埼玉西部広域事務組合
 騎西鴻巣学校給食センタ
 ー組合 広域利根斎場組合

第4条第3号に掲げる事務	本庄市 鴻巣市 深谷市 志木市 和光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市 吉川市 ふじみ野市 <u>熊谷市</u> <u>朝霞市</u> 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町 東秩父村 美里町 神川町 上里町 寄居町 騎西町 北川辺町 大利根町 宮代町 白岡町 菖蒲町 栗橋町 鷺宮町 杉戸町 松伏町	第4条第3号に掲げる事務	大里広域市町村圏組合 本庄市 鴻巣市 深谷市 志木市 和光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市 吉川市 ふじみ野市 <u>熊谷市</u> 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 横瀬町 皆野町 長瀬町 小鹿野町 東秩父村 美里町 神川町 上里町 寄居町 騎西町 北川辺町 大利根町 宮代町 白岡町 菖蒲町 栗橋町 鷺宮町 杉戸町 松伏町
--------------	--	--------------	---

附 則

- 1 この規約は、埼玉県知事の許可のあった日から施行する。ただし、変更後の別表第2第4条第3号に掲げる事務の項の規定は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 変更後の別表第1及び別表第2第4条第1号に掲げる事務の項の規定は、平成20年4月1日から適用する。
- 3 この規約の施行の際現に在職する埼玉縣市町村総合事務組合（以下「組合」という。）の議員は、変更後の埼玉縣市町村総合事務組規約第6条第1項の規定にかかわらず、その任期が満了するまでの間、引き続き組合の議員として在任するものとする。